

医療用医薬品の安定供給の実現を求める意見書

国民の健康と命に関わる医療用医薬品については、現在、先発医薬品と同等の有効成分・効能がある後発医薬品が普及している。また、後発医薬品は安価であることから、その普及が患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものと期待されている。国も後発医薬品の使用促進を進めているところ、昨年３月に国が行った調査では、後発医薬品の数量シェアは約８割を超えており、国民にとって必要不可欠なものとなっている。

そうした中、製造販売業者が必ずしも十分な製造能力や体制を確保しないことに起因する法令違反が続いたことから、後発医薬品の供給不足が発生するだけでなく、その影響が長期化し、先発医薬品を含めて国民に必要な医療用医薬品が十分に供給されない状況となっている。

また、頻繁な薬価改定に伴う急速な医療用医薬品価格の下落も採算面から既存医薬品の製造中止や出荷の減少等を招く一因となっていることから、将来にわたり国民に医療用医薬品を安定的に供給するためには、増産に向けた環境整備を行う必要がある。

よって、国においては、国民の安全で安心な暮らしを支えるため、地域の医療機関・薬局への必要な医療用医薬品の安定供給を実現するよう、次の事項について適切に対策を講じることを強く求める。

記

- 1 厚生労働省が示した「医療用医薬品の供給不足に係る適切な情報提供について」に基づき、供給不足が生じた場合は、製造販売業者から情報提供を受け、医療機関・薬局が必要な対応を迅速に実施できる体制を構築すること。
- 2 急激な原材料やエネルギー価格等の高騰による影響に対応する医療用医薬品の価格調整制度の新設や最低薬価の引上げなど、薬価を下支えする仕組みを拡充すること。
- 3 国民に必要な医薬品が十分に供給されるよう、頻繁な薬価改定が供給体制に与える影響を踏まえ、医療用医薬品の増産等に必要な人件費や設備投資、医療機関・薬局への支援を拡充するなど、適正で安定した医薬品サプライチェーンの構築が図られるよう財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

岡 崎 市 議 会